

## 「とちぎに夜間中学をつくり育てる会」 会則

(名称)

第1条 本会は、「とちぎに夜間中学をつくり育てる会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は代表宅とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦と結束を図り、夜間中学をつくり育てることを目的とし、令和3年3月7日設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 「とちぎ自主夜間中学」を開校・開講する。
- (2) 夜間中学の普及活動を行う
- (3) 夜間中学に関する研修会を開催する
- (4) 夜間中学研究大会に参加する

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、代表が認めた者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を「とちぎに夜間中学をつくり育てる会」に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員ごとに年会費一口1,000円（複数口のお申し込みができます）とし、3月31日までに納入するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を「とちぎに夜間中学をつくり育てる会」に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名 (田巻松雄)
- (2) 副代表 1名 (大橋衛)
- (3) 会計 1名 (鄭安君)

2 (第1項に定める役員は会員の互選により選出する)

3 役員の任期は、2年。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副代表は代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第11条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業の変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任または解任

(5) 解散

(6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。